野洲市

【解説】

野洲市くらし支えあい条例

野洲市市民生活相談課主事 久保田

直浩

目的と特徴 野洲市くらし支えあい条例の

1

で市民が支えあうくらしの実現を目指すこと び生活再建を図ることにより、 上の諸課題があることを踏まえ、 関わる様々な問題の発生の背景にその者の経 と、及び消費者被害その他の市民のくらしに 安全の確保を図るため必要な措置を講じるこ 同年10月1日に施行されました。この条例は 条例(以下「条例」という。)が公布され 済的困窮、 市民の消費生活の安定及び向上並びに消費者 (1) 野洲市くらし支えあい条例の目的 平成28年6月24日に野洲市くらし支えあい 地域社会からの孤立その他の生活 安全かつ安心 その解決及

を目的としています(条例第1条)。

(2) 条例の特徴

広範な生活条例

この条例は、

消費者行政と生活困窮者支援

の分野を包括して規定しているという特徴を

有しています。

心身の病気や両親の介護、離婚を始めとする 多額の借金を抱えている人は、その背景に失 どの課題を抱えている場合があります。また、 う高齢者は、地域社会からの孤立や認知症な どによって次々と商品を購入させられてしま 家庭問題などの複合的な課題を抱えている場 業という課題があり、その失業の原因として 例えば、悪質な電話勧誘販売や訪問販売な

> や借金などの個々の課題の解決だけでなく、 する可能性が高く、その人の課題の解決や生 ルに遭ってしまったり、 課題解決を図らなければ、 ラブルや借金のような表面的な課題を解決し 活再建にはなりません。そこで、野洲市では たとしても、その奥にある原因に目を向けて 合があります。このような場合に、 「おせっかい」を合言葉に、消費者トラブル 借金を繰り返したり 別の消費者トラブ 消費者ト

野洲市は、「野洲市くらし支えあい条例」を 制定した(条例第20号として平成28年6月24 日公布、平成28年10月1日施行)。

事業者と消費者がともに満足し成長すること で地域社会の健全な発展を目指すことを基本 ついて規定する条例。 訪問販売事業者の登録制度は全国初の試み。

の抱える課題を一体的に解決する重要性を強

においても、消費者トラブルを切り口として、 く認識し、取組を行ってきました。この条例

「安全・安心で市民がともに支えあうくらし

失業や貧困、

地域社会からの孤立など相談者

の実現」を目指すことを目的に掲げることで

た。 この取組を継続させることを明らかにしまし

1 「三方よし」の理念

次に、野洲市では消費者行政の分野において、「三方よし」を条例のコンセプトとして、「三方よし」を条例のコンセプトとしての貢献にも寄与する経営」を「三方よし経営」として規定し、これを促進することを基本理として規定し、これを促進することを基本理としています。

費者を中心とした社会から期待され、それに 割が必要不可欠です。事業者にとっても、 で豊かなものにすることを目的とします。 消費者の暮らしを安全かつ安心で、また便利 世間よし」という近江商人の中で伝えられて ために「三方よし」をコンセプトとしました。 者と事業者がともに伸びゆく社会を実現する の場面では消費者となります。そこで、 こで働く全ての従業員は、 つながります。また、事業者といえども、そ 応えることが、事業者の利益や事業の継続に もっとも、この目的を達成するためには、 きた商いについての教えです。消費者行政は 品やサービスを消費者に供給する事業者の役 三方よしとは、「売り手よし、 日々の生活の多く 買い手よし、 消費 消

2 条例の内容

(1) 条例の概要

のような制度を規定しました。 のような制度を規定しました。 えあうくらしの実現」を目指すために、以下

①三方よし経営の促進 (条例第4条)

②野洲市消費者安全確保地域協議会(条例第

④事業者等との協定(条例第18条)

例第19条~第21条)

⑥処分等の求め(条例第22条)

(7)生活困窮者等の発見及び支援(条例第23条

第26条)

別第1条の目的である「安全・安立で方民が条例に多くの制度を盛り込んだ理由は、条⑨野洲市見守りネットワーク(条例第27条)

足りない部分を補うことで、条例の目的を達めです。条例の目的である「安全・安心で市民がともに支えあうくらしの実現」を達成するためです。条例の一部である訪問販売登録制度の生活困窮者等の発見及び支援のみを切り取ってこの条例の目的を達成することはできません。一つ一つの制度の長所が他の目的である「安全・安心で市民が

成できると考えています。

平成21年からは多重債務者包括的支援プロ 消費生活相談窓口を開設しました。 野洲市では条例として規定しました。 ジェクトがスタートし、 野洲市では、 が過去から積み重ねた相談事例があります。 ており、これからも継続していく必要性のあ この条例は制定されました。従来から実施し 積み重ねた一つ一つの相談事例を背景として 業を行い、現在に至っています。この過程で 成25年には生活困窮者自立促進支援モデル事 ナル・サポート・サービス・モデル事業、 るもの、 また、一つ一つの制度の背景には、 これから新規に必要と考えるものを 旧野洲町時代である平成11年に 平成23年にはパーソ その後 野洲市 平

クについて解説します。⑤処分等の求め、⑨野洲市見守りネットワー・以上の中で、今回は③訪問販売登録制度と

(2) 訪問販売登録制度

訪問販売登録制度の概要

みを受け、又は契約を締結することです(条事業者の営業所等以外の場所で、契約の申込例第9条)。ここでいう「訪問販売」とは、事業者は、市の登録がなければ、野洲市内とは、事業者は、市の登録がなければ、野洲市内の場所で、契約のとおりです。

消費者の家や喫茶店で商品の販売を行うこと 例第2条第2項第3号)。 などがこれに当たります 例えば、 事業者が

があり、 を行う場合には、 件に該当しない場合には、 査し 申請者が登録拒否の要件に当たらないかを審 市長は、 は、 録簿への登録と市民に対する公表を行います よって登録の申請をします(条例第10条)。 (条例第11条)。この登録は3年間の有効期限 申請書と誓約書を市長に提出することに 7洲市内で訪問販売を行おうとする事業者 (条例第12条)、 以後も事業者が野洲市内で訪問販売 事業者から申請があった場合には 登録の更新をする必要があ 申請者が登録拒否の要 訪問販売事業者登

登

録

します ŋ ´ます。 (条例第13条)。 更新が行われなければ、

登録後に事業者が登録取消しの要件に該当す ことを市民に対し公表するとともに、 証拠の提出の機会を与え、その結果によって ると市長が思料した場合には、 否通知を送付します したときは、 有利な証拠の提出の機会を与えます。 要件に該当すると思料した場合には、 の取 |録の取消しを行います(条例第15条)。 市長は、 登録の拒否の要件に該当することが判明 消しの際には、 申請を行った事業者が登録拒否 市長は、 事業者に対して登録拒 登録の取消しがあった (条例第12条)。また、 弁明と有利な この結 登録簿 弁明と 登

登録は消滅

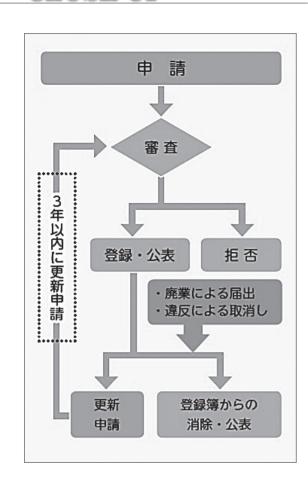
いがあります。

から消除します。

とも、野洲市の訪問販売登録制度は、 1 な法律の登録制度とは要件と目的で大きな違 の登録制度と大きな違いはありません。 登録制度の概要については、 訪問販売登録制度の特色と目的 般的な法律 もつ

要件は、 されてから2年を経過しない者以外には、 が非常に緩やかとなっています。 暴力団関係者でないことのみとなっています 過しない者、 (条例第12条第1項)。 野洲市の訪問販売登録制度は、 ①登録を取り消されてから2年を経 ②無登録で訪問販売を行い公表 登録 登録の拒否 の要件 (3)

認められる金額で政令で定めるものに満たな 度と法律の登録制度には違いがあります。 行っています。 としており、 い法人」など、 ける者を保護するため必要かつ適当であると 額が個別信用購入あつせんに係る業務を適正 うではありません。例えば割賦販売法では、 ると認められない者」などを登録の拒否要件 に遂行するための必要な体制が整備されてい に実施し、 資産の合計額から負債の合計額を控除した このような違いが生じるのは、 方、 一般的な法律の登録制度の要件はそ かつ、 事業者の実態についての審査を このように、 貸金業法でも「貸金業を的確 購入者又は役務の提供を受 野洲市の登録



登録制度の

保及び資金需要者等の利益の保護を図るとと 事業に対し必要な規制を行う……ことによ えられます。 業者を選別し、 度では、登録にさまざまな要件があり、 目的とする」と規定されています。 業を営む者について登録制度を実施し、 を国を始めとする行政庁が審査することで事 目的が異なるからです。 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確 国民経済の適切な運営に資することを 例えば、貸金業法では、 目的の達成を図っていると考 法律に基づく登録制 「貸金 その

市が事業者と速やかに連絡を取ることができ 握することで、トラブルが生じた際に市民や 地や連絡先等を公表することで市民に対しど 質を担保することは目的とはしていません。 ているのか情報提供を行うとともに、 のような事業者が野洲市内で営業活動を行っ を登録要件によって事前に審査し、事業者の 7洲市の登録制度の目的は、 野洲市の登録制度の目的は、 事業者の所在 市も把 事業者

は、 りますか」と尋ねます。 し商品やサービスの購入後にトラブルが生じ の電話で確認を行います。 たときに事業者に対し、 例えば、市民は、事業者が家に訪問してき 市のホームページや消費生活センター 登録の有無につい 「野洲市の登録はあ これによって、 7

る体制を確保することです。

事態を防ぐことができます。 た場合でも、 事業者と連絡が取れないという

ŋ た。 ŋ ことができませんでした。登録制度を採用す 電話番号に消費生活センターから電話をかけ 費者が受け取っていた書面に記載されている りました。野洲市でも同様の相談があり、 えています。 ることで、 ると全く関係のない第三者につながりまし 全国で連絡の取れないさお竹屋の相談があ 昨年はインターネットのニュースにもな 相談者は既に代金を支払ってしまってお 連絡が取れないため、被害の回復を行う このような相談をなくしたいと考 消

ゥ 訪問販売の定義について

第2項第3号に規定されていますが、 与えています。訪問販売の定義は条例第2条 ての規定はほとんど存在しません。 以上の目的は、 訪問販売の定義にも影響を 適用除

外

銀行業などが適用除外となっています。 められています。 れについては、 条第1項に訪問販売の定義がありますが、こ 方、 特定商取引に関する法律では、 第26条で多くの適用除外が定 具体的には、 生命保険業や 第 2

適用を受ける事業者なのかどうか分からなく てしまうと、 これは、 条例に多くの適用除外の規定を設 訪問してきた事業者が条例の

け

知を図るため、できるだけシンプルな規定に することを目指しました。 なってしまい、 おそれがあると考えたからです。 条例が市民に浸透しなくなる 市民への周

(3)処分等の求めについて

項はありません。 項以外に、事業者の営業行為等を規制する条 登録制度においても、 の規定はありません。また、上記の訪問販売 条例で規定されている「不公正な取引行為」 この条例では、 他の地方公共団体の消費者 第17条第1項及び第2

ができないかを検討しました。 なく、そのノウハウもありません。そこで、 違反行為を認定し、 のような少ない人員で、事業者の調査をし、 消費者行政を担当しているのは4人です。こ 行政庁である国や県にその処分を求めること 反行為を発見した場合に、 消費生活相談の過程において事業者の法令違 止命令などの行政処分を行ったことは一度も ことは非常に過大な負担です。また、 れている職員は9人しかいません。そのうち 民生活相談課 これを規定しなかったのには理 野洲市は人口約5万人の小さな町で、 (消費生活センター)に配属さ 処分の手続をするという 処分権限を有する 一由があり 営業停 市 É

行政手続法第36条の3では、 法令に違反す

であるとされています。 特定商取引に関する法律第60条などの一般法 する行政庁に対し、処分等を求めることがで されていないと思料する場合には、 る事実があり、これに対する行政処分等がな きると規定されています。そして、これは 権限を有

よって、小規模自治体であることのデメリッ 登録の取消しを行うという制度にしました 行政庁の行う処分の結果によって、 市長が市民に代わって処分等の求めを行い ことができると思われます。 トを解消するとともに、 (条例第22条、第15条第1項第5号)。これに は律違反行為があると思料した場合には そこで、消費生活相談の過程で登録事業者 行政の効率化を図る 野洲市の

支える重要な核となる条文です。 等の求めは、この条例において、 目指します。 用することで、 このように、第22条に定められている処分 消費者トラブルを防ぐことを 第22条を活 登録制度を

率は平成29年1月現在24・7パー 齢化が進んでおり、 ネットワークの構築を行います。 発見する仕組みとして、 4 このほかに、生活に困っている人を事前に 野洲市見守りネットワークについて 野洲市においても高齢化 野洲市では見守り 全国的に高 セントと

0

なっています。

員、 も必要不可欠です。そこで、 機関のほかに、その方に関わる事業者の協力 的な孤立など様々な課題を抱えている市民が ネットワークを推進します。 合わせ、 めには、 し、見守りを行う必要がありますが、そのた います。これらの方をいち早く発見し、 社会福祉協議会、病院、警察など様々な 登録事業者等の協力を得て、 地域の自治会や老人クラブ、民生委 高齢以外にも、 障がいや貧困、 登録制度と組み 見守り 支援 社会

補完するものとして考えました。また、 きる限りシンプルな制度を目指しました。 にとっても事業者にとっても分かりやすくで 立したものとして捉えるのではなく、 以上のように、条例では、個々の制度を独 相互に 市民

3 条例の効果と今後の課題

者と顔を合わせる場面は、 ました。今までは、 録制度については経過措置があります。)。こ 案の解決を進めること(消費者安全法第8条 1日から施行されました(なお、 あっせん(消費者と事業者の間に入って事 条例の施行によって、副次的な効果があり 最初に述べたとおり、 消費生活センターが事業 条例は平成28年10月 消費生活相談 訪問販売登 の中

0)

となり、 ては、市が把握することもできません。 なってしまい、 んの場面では、 第2項第2号)) がほとんどでした。 なかった事業者ともコンタクトを取ること しかし、登録の手続によって、今まで相談 あっせんではないためフラットな状 また相談のない事業者につ 事業者と消費者は対立構造と あっ せ

りました。ある事業者の方からは、営業周り していただきました。 態で事業者と話をすることができるようにな で高齢者宅の冬用タイヤや電球の交換をして いることなど、具体的な話を交えて面白く話

ています。 ワーク等のほかの制度にも生かしたいと考え こで得ることができた情報を見守りネッ を行っている事業者があることが分かり、 事業規模にかかわらず、 様々な独自 の取

委員、 これらをより一層行っていく必要があります。 ことがあります。 です。今回は、 市は営業しにくい地域だと感じてもらうこと 出前講座などで周知を進めていますが、 者向けのサービスを行っている事業所や民 や事業者、事業者団体に浸透させるかという 今後の目標は、 課題としては、 社会福祉協議会等の会議や市民向けの 記述しませんでしたが、三方よ 現在でも、 悪質な事業者にとって野洲 この条例をいかにして市 障がい者や高齢 今後

事業者が入る隙がなくなればと思って 安心して暮らせる地域づくりを目指したいと 洲市で活発に営業活動を行うことで、 し経営を促進し、 市 0) 関係機関や支援 0 伸びようとする事業者が 力をお借 に関わる団 ŋ Ĺ て、 体 41 悪質 また事 市 います。 苠

業者や事業者団体 います。

注

 $\widehat{1}$ 年 野 10 洲 生 月号74頁 市 一水裕美 :の消費生活相談」 「″お かせつ か 13 都 市 0 蕳 取 題 組 み 20 -滋賀県 13

2

事案の

が詳細に ~ 1

11

ては、

玉

民

生活

セン

夕

0)

ホ

i

A

ジ 参照。 0

http://www.kokusen

go.jp/pdf/n-20150806_1.pdf ではなく、 適用除外は 正確には、 節全体にかかっている。 訪問販 特定商取引に関する法律第 ※売の定 義にかかっ 7 26 条

●第45号(2016年5月発売) 定価(本体1,150円+税)

移住促進と自治体 ・特集

働き方の構造転換を見据えて 「全国移住ナビ」による情報発信 地域おこし協力隊 任地に定住する若者 浜田市 介護人材確保のためのシングルペアレント受入事業 津山市旧阿波村 合併から10年、住民との協働による新たな『村』づくり 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例 飯豊町ふるさと定住いいですね条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

芦屋市屋外広告物条例 伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における 小型無人機の飛行の禁止に関する条例

・トピックス

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話科無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: https://gyosei.jp 受付時間:月~金 9時から17時 | FAX:0120-953-495